

◎新潟県教育委員会訓令第3号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会事務決裁規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第4（第5条関係）（教育次長及び課長の個別的専決事項）</p> <p>総務課 教育次長専決事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県立学校の教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「<u>教特法</u>」という。）第2条第2項に規定する者並びに寄宿舍指導員及び実習助手をいう。以下同じ。）及び<u>技術職員並びに</u>県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「<u>給与負担法</u>」という。）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）のうち教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員の初任給の決定をすること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 教特法第2条の適用を受ける本庁及び出先機関等の職員の<u>教特法第17条第1項の規定に基づく兼職又は他の事業に従事することの承認をすること。</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>総務課長専決事項 (略)</p> <p>財務課 教育次長専決事項 (略)</p> <p>財務課長専決事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 県立学校並びに市町村立の<u>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園</u>の建物の耐力度調査及び耐震診断に関すること。</p> <p>(4) <u>市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園</u>の設計内容の審査に関すること。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>福利課 (略)</p> <p>義務教育課 教育次長専決事項</p>	<p>別表第4（第5条関係）（教育次長及び課長の個別的専決事項）</p> <p>総務課 教育次長専決事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県立学校の教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「<u>教特法</u>」という。）第2条第2項に規定する者並びに寄宿舍指導員及び実習助手をいう。以下同じ。）及び<u>県費負担教職員</u>（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「<u>給与負担法</u>」という。）第1条及び第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）のうち教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員<u>並びに県立学校の技術職員</u>の初任給の決定をすること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 教特法第2条の適用を受ける本庁及び出先機関等の職員（<u>教育長を除く。</u>）の<u>同法第17条第1項の規定に基づく兼職又は他の事業に従事することの承認をすること。</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>総務課長専決事項 (略)</p> <p>財務課 教育次長専決事項 (略)</p> <p>財務課長専決事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 県立学校、<u>公立小</u>、中学校、<u>市町村立高等学校</u>、<u>市町村立特別支援学校</u>及び<u>市町村立幼稚園</u>の建物の耐力度調査及び耐震診断に関すること。</p> <p>(4) <u>公立小</u>、中学校、<u>市町村立高等学校</u>、<u>市町村立特別支援学校</u>及び<u>市町村立幼稚園</u>の設計内容の審査に関すること。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>福利課 (略)</p> <p>義務教育課 教育次長専決事項</p>

(1) 県立学校（特別支援学校及び幼稚園に限る。以下義務教育課の部において同じ。）の職員及び県費負担教職員のうち、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員（県立学校の学校栄養職員及び事務職員を除く。次号において同じ。）についての採用、所属の決定、願による休職、復職及び退職の許可をすること。

(2) 県立学校の職員及び県費負担教職員のうち、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員についての昇任、降任及び職の決定をすること。

(3)～(22) (略)

義務教育課長専決事項

(1)～(4) (略)

(5) 県立学校の職員及び県費負担教職員のうち、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師の大学院修学休業の許可等をすること。

(6)～(39) (略)

高等学校教育課
教育次長専決事項

(1) 県立学校（特別支援学校及び幼稚園を除く。以下高等学校教育課の部において同じ。）の教諭、養護教諭及び栄養教諭についての採用、所属の決定、願による休職、復職及び退職の許可をすること。

(2) 県立学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭についての昇任、降任及び職の決定をすること。

(3)～(11) (略)

(12) 県立学校教員の研修計画の実施をすること。

(13)～(23) (略)

高等学校教育課長専決事項

(1)～(12) (略)

(13) 県立学校教員の履歴の証明をすること。(福利課の分掌事務に係る事項を除く。)

(14)～(27) (略)

生涯学習推進課～保健体育課 (略)

別表第6（第13条関係）（出先機関の長等の個別的専決事項）

教育事務所
教育事務所長専決事項

(1)・(1)の2 (略)

(2) 市町村立の小学校、中学校、義務教育学校又

(1) 県立学校（高等学校教育課の分掌事務に係るものを除く。以下義務教育課の部において同じ。）の教員及び県費負担教職員（給与負担法第2条に規定する職員を除く。以下義務教育課の部において同じ。）のうち主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員（県立特別支援学校の学校栄養職員及び事務職員を除く。次号において同じ。）についての採用、所属の決定、願による休職、復職及び退職の許可をすること。

(2) 県立学校及び県費負担教職員の主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員についての昇任、降任及び職の決定をすること。

(3)～(22) (略)

義務教育課長専決事項

(1)～(4) (略)

(5) 県立学校及び県費負担教職員の主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師の大学院修学休業の許可等をすること。

(6)～(39) (略)

高等学校教育課
教育次長専決事項

(1) 県立学校（義務教育課の分掌事務に係るものを除く。以下高等学校教育課の部において同じ。）及び県費負担教職員（給与負担法第1条に規定する職員を除く。以下高等学校教育課の部において同じ。）の教諭、養護教諭及び栄養教諭についての採用、所属の決定、願による休職、復職及び退職の許可をすること。

(2) 県立学校の教員及び県費負担教職員のうち教諭、養護教諭及び栄養教諭についての昇任、降任及び職の決定をすること。

(3)～(11) (略)

(12) 県立学校教員及び県費負担教職員の研修計画の実施をすること。

(13)～(23) (略)

高等学校教育課長専決事項

(1)～(12) (略)

(13) 県立学校教員及び県費負担教職員の履歴の証明をすること。(福利課の分掌事務に係る事項を除く。)

(14)～(27) (略)

生涯学習推進課～保健体育課 (略)

別表第6（第13条関係）（出先機関の長等の個別的専決事項）

教育事務所
教育事務所長専決事項

(1)・(1)の2 (略)

(2) 市町村の設置する小学校、中学校又は特別支

<p>は特別支援学校に派遣する非常勤の職員の任免、報酬の決定及び派遣に関すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校</u>の教職員の児童手当の支給並びに子ども手当の認定及び支給（新潟県財務規則に規定する事務を除く。）をすること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>近代美術館 (略)</p>	<p>援学校に派遣する非常勤の職員の任免、報酬の決定及び派遣に関すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>公立小、中学校及び市町村立特別支援学校、市町村立高等学校</u>の教職員の児童手当の支給並びに子ども手当の認定及び支給（新潟県財務規則に規定する事務を除く。）をすること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>近代美術館 (略)</p>
---	--